

平成 25 年9月

## 福岡県文化団体連合会の「ホームページ」の利用に関する規程

この規程は、福岡県文化団体連合会(以下、「県文連」という。)に加盟する団体(以下、「加盟団体」という。)は、加盟団体が実施する事業及び活動に関する情報を福岡県文化団体連合会の「ホームページ」(以下、「県文連HP」という。)に掲載することに関して定めるもの。

第1条 加盟団体は、県文連HPに掲載を希望する場合は、「掲載希望申請書(様式・記入要領)」(別紙)を県文連に郵送、FAXまたはEメール等で提出しなければならない。

第2条 加盟団体は掲載を希望する内容(文書、写真、画像など)の肖像権や著作権については、提出前に十分個人及び団体等の人権等に配慮した精査、調査し、支障がない情報に限り前条により提出する。

第3条 県文連は、第2条で申請のあったものについては審査し、掲載するに相応しくない場合は、申請者にその理由を通知し、掲載を断ることが出来るものとする。

第4条 県文連ホームページに加盟団体が掲載できるものの取扱は以下の通りとする。

### 1. 県文連HPの「新着情報」においては

- ①ふくおか県民文化祭事業の開催案内、チラシ、その他参考資料(文章、写真、その他)
- ②加盟団体の活動に関する情報(文章、写真、その他)
- ③加盟団体が行う諸募集活動(主に、作品募集)に関すること
- ④その他加盟団体の会員及び特別個人会員が行う「個人作品展示会」などの告知

### 2. 県文連HPの「加盟団体」においては

- ①団体の所在地、連絡先、団体役員氏名、会員数など
- ②団体の事業計画、活動の状況など
- ③団体が希望する「関係市町村」「関係結社」「関連団体」等に関する情報やリンク先
- ④その他団体が希望する文化芸術情報 など

第5条 加盟団体の「新着情報」は、イベント等においては県文連HPに開催当日(本番)、募集においては募集期間の満了日の数日後まで掲載し、その後掲載をしないこととする。

第6条 加盟団体の名称、代表及び役員、住所等県文連が毎年6月に行う「加盟団体調」の内容に変更が生じた場合は、加盟団体の申し出により県文連HPの掲載内容を変更することとする。また、団体の申し出により「写真」「画像」についても同様の処理を行う。

第7条 この規程は、加盟団体のご意見等を受けて変更することが出来る。

附則 この規程は、平成25年9月1日から適用する。

## 「掲載希望申請について(様式・記入要領)」

団体名	〇〇〇文化協会 (文化連盟、文化連合会、個人会員ほか)	依頼者	氏名
			連絡先
			電話 FAX
			e-mail

## 掲載希望事項の提出

<p>「新着情報」として 掲載希望の場合</p>	<p>① 文書情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イベント名 〇〇〇〇芸能まつり、展示会、講演会など</li> <li>開催日 平成〇〇年(西暦〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日(〇曜日) ※開催日については今一度ご確認ください。</li> <li>開催時間 午前(午後)〇〇時〇〇分～ ※開場時間がある場合は、〇〇時〇〇分(開場)</li> <li>会場名 〒000-0000 福岡県〇〇市〇〇町〇〇「□□□」 電話</li> <li>その他 入場料(整理券)の有無 など</li> <li>問い合わせ先 〇〇〇文化協会(電話 FAXemail) 氏名〇〇〇</li> </ol> <p>② 画像、写真等の情報</p> <p>肖像権、著作権、事前承諾が必要かどうかを検証され、問題ない場合は「写真、チラシ、画像」を提出下さい。 ※情報量が多い場合は、記憶媒体(CD、USBなど)やE-mailで提出下さい。</p> <p>③ その他</p>
<p>「加盟団体紹介」 として掲載希望 の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体の最新の活動・広報状況について (文書、画像、写真などによる)</li> <li>② 団体の諸募集(会員募集、生徒募集、講座・講演受講案内)活動について</li> <li>③ 団体の組織、名称、所在地等の変更に伴う告知事項について</li> <li>④ 団体の「出版物、同人誌、会報」等に関する情報について</li> <li>⑤ その他</li> </ol>